

タブレット端末による投資信託取引特約

第1条（本特約の適用範囲）

本特約は、当社が販売担当者に貸与したタブレット端末で、各種投資信託取引を行うお客さま（以下「申込者」といいます。）との取引に適用されます。

また、本特約に別段の定めがない場合は、本特約に矛盾しない限度で、諸法令および「投資信託取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座取引規定」「投資信託定額購入プラン取扱規定」「累積投資約款」等の各規定に従うものとします。

第2条（取扱範囲）

当社がタブレット端末による投資信託取引で取扱う取引の範囲は、当社が別途定めるものとします。

第3条（取扱商品）

申込者がタブレット端末による投資信託取引を利用してお取引できる投資信託受益権は、当社が別途定めるもの（以下「取扱商品」といいます。）とします。店頭・インターネット等での取扱商品とは異なる場合もあります。

第4条（タブレットによる投資信託取引の申込方法）

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、タブレット端末に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末のパネル上にご署名（以下「電子サイン」といいます）をいただきます。

当社は、電子サインをいただくことをもって申込者の意思確認とします。

第5条（本人確認等）

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類）をご提示いただきます。

当社は、申込者があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなします。

第6条（口座振替の利用）

タブレット端末による投資信託取引における口座振替については、あらかじめお届けいただいた指定預金口座（引落し口座をお届けいただいていない場合は、入金口座としてお届けいただいている口座）より行います。

この場合、振替日、振替金額については、タブレット端末に表示された購入等申込の内容のとおりとします。この場合、当該預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとします。

第7条（免責条項）

当社が、第5条の本人確認等について、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかった場合等の事故があっても、そのために生じた損害について当社は、その責を負いません。

第8条（特約の変更）

この特約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2025年1月1日現在

以上